

# 平成18年度社会福祉関係予算(平成18年度政府予算案より)

## ■ 厚生労働省関係予算案の概要

平成18年度厚生労働省予算案の社会保障関係費は、総額20兆5,738億円を計上いたしました。前年度予算対比で0.9%、1,931億円の増加となっています。

介護報酬については、在宅分が平均1%削減、全体で0.5%の削減となりました。なお、平成17年10月改正の施設分4%削減を含めると全体で2.4%の削減となります。また、介護保険法の改正に伴い創設される介護予防サービス等を行う「地域支援事業交付金」に494億円が計上されました。

昨年成立した障害者自立支援法の円滑な施行のために129億円が計上され、社会福祉法人等減免事業36億円、障害者保健福祉推進事業35億円、障害者就労訓練設備等整備事業20億円が新たに創設されることとなりました。また、障害福祉サービスにおける介護給付・訓練給付については、制度改正やサービス量増加を踏まえて所要額を確保するとされ、その報酬単価については平成18年4月から1.3%減、居宅サービスおよび新体系のサービスについては1.0%減とし、併せて旧体系からの移行施設については移行時支援措置が講ぜられることとなりました。

## ○ 施策内容・予算額(抜粋)

### 1. 介護サービスの質の向上

#### (1) 地域支援事業交付金の創設【新規】 494億円

要支援・要介護状態になる前から介護予防サービスを提供し、効果的な介護予防システムを確立するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う地域支援事業を円滑に実施するため、現行の介護予防・地域支え合い事業等を見直し、「地域支援事業交付金」を創設する。  
(2号保険料国庫負担21億円を含む)

#### (2) 政策・事業の継続的評価分析の実施 5.3億円

介護保険制度改革に伴い創設される新予防給付サービス及び介護予防事業(地域支援事業)について、その実施状況や効果に関するデータを収集し、評価分析を行う。

#### (3) 認知症対策等総合支援事業【新規】 15.5億円

地域住民に対する認知症理解の促進、主治医等を中心とした認知症の地域医療体制の充実、早期段階に対応したサービスの普及、認知症介護の専門職員に対する研修の充実等、各ステージに応じた「認知症対策等総合支援事業」を推進する。

#### (4) ケアマネジメントの質の向上 5.27億円

介護支援専門員(ケアマネージャー)に対する現任研修等を着実に実施するとともに、ケアマネージャーに対する指導・助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーの養成や、ケアマネージャーに対する個別相談やケアプランの作成支援等を行う「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」を推進する。

#### (5) 地域介護・福祉空間整備等交付金(ハード交付金)の拡充 443億円

都道府県交付金については、三位一体改革として廃止・税源移譲(▲389.8億円)  
介護施設における在宅支援の強化機能転換等のための事業支援を行う「先進的事業支援特例交付金」の創設含む

#### (6) 地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金)【新規】 33億円

地域における介護サービス基盤の実効的な設備を図るため、地域密

着型サービス等の導入に必要な設備やシステムに要する経費などを助成対象とする交付金を創設。

#### (7) 介護サービスの情報の公表の推進 30.4億円

## 2. 障害者自立支援法の円滑な施行の推進

### (1) 利用者負担の軽減策について 129億円

障害福祉サービスに関する利用者負担については、その負担の軽減を図る一環として負担上限額を次のとおりとする。

一般	37,200円
低所得Ⅱ	24,600円
低所得Ⅰ	15,000円
生活保護世帯	0円

※低所得の利用者への対策として社会福祉法人等が行う定率負担の減免に対する公費助成、また自治体による制度を円滑に施行するための事業等を実施。

### (2) 社会福祉法人等減免事業【新規】 36億円

低所得者にきめ細かく配慮するため、社会福祉法人等が定率負担の減免を行う場合の助成。

### (3) 障害者保健福祉推進事業等【新規】 35億円

障害者自立支援法施行当初において、自治体が行う支給決定等システム改修、制度の普及啓発や広域的な対応等に必要な経費の助成並びに障害者の保健福祉の推進に必要な先駆的・革新的なモデル事業に対する助成。

### (4) 障害者就労訓練設備等整備事業【新規】 20億円

既存の障害者施設等が就労移行支援等の新たな障害福祉サービスを実施するために必要な設備等を整備する場合の助成。(定額補助)

## ■ 経済産業省バリアフリー関係予算案(抜粋)

### 1. 障害者等ITバリアフリー推進のための研究開発事業 0.8億円

(1) 障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等に使いやすい利用者端末を活用した移動支援システムの開発及び実証実験に取り組む。

それにより、当該利用者端末・システム等の実用化及び普及を促進するための仕様・規格の標準化に資する技術情報の抽出と提供を行う。

### 2. 福祉用具実用化開発推進事業 1.2億円

(1) 福祉用具法に基づき、高齢者・心身障害者及び介護者の生活の質の向上を目的として、生活支援分野、社会活動支援分野を中心とした福祉用具の実用化開発を行う民間企業に対し、NEDOを通じて、研究開発費用の2/3以内を補助することで、多様な福祉ニーズに対応するとともに、当該分野における新産業の創出、成長の促進に資する。

### 3. 福祉機器情報収集・分析・提供事業 0.3億円

(1) 福祉用具法に基づき、民間による福祉機器の実用化のための研究開発を促進するため、福祉機器に関する産業技術に係る情報の収集・分析・提供事業を実施することで、当該分野における新規産業の創出・成長の促進を図るとともに、福祉機器の普及の促進に資する。

#### 4. 福祉・高齢化対策

- (1) 福祉医療関連機器普及促進 政策金利 I 融資比率: 30%  
 高度医療機器・福祉関連機器の高品質化、低価格化を実現し、安定的な供給体制を確保するため、高度医療機器・福祉関連機器事業者に対して、日本政策投資銀行による低利融資等を講ずる。

## ■ 国土交通省バリアフリー関係予算案(抜粋)

### 1. 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

鉄道駅等におけるバリアフリー化を推進することにより、高齢者、障害者、妊婦、子供連れの人等すべての人々が安全で安心して利用できる鉄道の整備を推進する。 事業費284億円 国費84.4億円

#### (1) 鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

鉄道駅におけるエレベーター等の設置による段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、身体障害者対応型トイレの設置等のバリアフリー化設備の整備を推進し、移動制約者等の円滑な移動を確保する。

##### 〔整備目標〕

- ① 交通バリアフリー法に基づく基本方針  
 1日当たりの平均利用者数が5千人以上の鉄道駅等について、平成22年までに、原則として全ての駅をバリアフリー化することを目標とする。
- ② 社会資本整備重点計画  
 1日当たりの平均利用者が5千人以上の旅客施設(鉄道駅等)について、平成19年度に段差解消率を7割強、視覚障害者誘導用ブロックの整備率を8割強とする。

### 2. あんしん賃貸支援事業の創設 国費150百万円

#### 〔目的〕

民間賃貸住宅を活用して、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる住宅弱者の住宅セーフティネットの構築を図る。

#### 〔制度の概要〕

住宅弱者の入居を受け入れること等の一定の要件に合った民間賃貸住宅等(あんしん賃貸住宅)に関する登録制度を整備し、地方公共団体、NPO、仲介業者等と連携して、住宅弱者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の支援を行う。

### 3. 高齢者の住み替え支援制度の創設【新規】 2.4億円

3年間のモデル事業期間中、制度検討のための費用を補助する。

#### 〔目的〕

高齢者の所有する戸建て住宅等の広い住宅を必要とする子育て世帯等への賃貸することを円滑化する制度を創設し、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。

#### 〔概要〕

既存のバリアフリーリフォーム等のための特別な融資に係る債務保証のための基金等を整理統合し、併せて、高齢者の住み替え支援制度のための保証を3年間のモデル事業として追加する。

#### 〔制度の概要〕

- ① 保証対象となる事業  
 高齢者の所有する住宅で耐震性等の一定の基準に適合する住宅の賃料を保証しつつ、長期的に継続して借上げ、子育て世帯等へ賃貸する事業。
- ② 保証制度の概要  
 異常な空家が発生した場合に、借上げ主体が高齢者世帯に保証している家賃のうち通常の保証により担保されるものをを超える部分を基金が保証。

## ■ 総務省バリアフリー関係予算案(抜粋)

### 1. 利用環境のユニバーサル化

- (1) 高齢者のユーザビリティに配慮したICT利活用環境に関する調査研究 11百万円

高齢者の使いやすさ(ユーザビリティ)を向上するためのICT製品・サービス等の開発指針等を策定するとともに、高齢者のユーザビリティに配慮したICT利活用環境を含んだ「将来ビジョン」を策定することにより、ICTを活用した高齢者の社会参加を促す。

- (2) 字幕番組・解説番組等の制作促進 463百万円

字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費に対する助成を通じて、視聴覚障害者向け放送の充実を図ることにより、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。

視聴覚障害者がテレビジョン放送から情報を得るために不可欠な字幕番組、解説番組及び手話番組を制作する公益法人に対し、制作費の2分の1(※)を上限として独立行政法人情報通信研究機構が助成を行う。そのために必要な経費を総務省が独立行政法人情報通信研究機構に対し、交付する。

- ※ 在京キー局の字幕番組については6分の1、在阪準キー局の字幕番組については4分の1、それ以外については2分の1

- (3) 視覚障害者向けマルチメディアブラウジング技術の研究開発 250百万円(予定額)

独立行政法人情報通信研究機構において、放送・通信を通して提供される多様なコンテンツについて、共通の基盤(視覚障害者XML)を介することで多様な形態での出力を可能とし、視覚障害者が視覚に障害がない方と同様に利用できる情報提供技術を開発する。

### 2. 個別ニーズへの支援

- (1) 高齢者・障害者のICT利活用の評価及び普及に関する調査研究 34百万円

高齢者・障害者がICTを用いて活躍する事例の収集やその定量的な分析等を通じて、必要な支援等の在り方を検討するとともに、こうした検討の成果を広く普及することで、国民の理解や地方公共団体等の取組を促進する。

- (2) 身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進 95百万円

障害面でのデジタル・デバイドの解消に向け、身体障害者向け通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対する助成を行うほか、情報提供業務を実施する。

助成については、一般会計から補助金の交付を受け、独立行政法人情報通信研究機構が、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」の「通信・放送身体障害者利用円滑化事業(※)」に該当する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な資金の一部を助成する。

- ・助成率: 1/2以内

- ※ 身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもの

- (3) 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成 220百万円(予定額)

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対し、独立行政法人情報通信研究機構において、当該研究開発経費の一部を助成する。

- ・助成率: 1/2以内

- ・上限: 3,000万円(身体障害者等支援研究開発(※)は4,000万円)

- ※ 身体障害者等の情報通信利用に関するハンディキャップの克服を支援する技術の研究開発